

適切な意思決定支援に関する指針

【意思決定支援の基本原則】

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う事。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

【基本方針】

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」などの内容を踏まえ、人生の最終段階を迎える本人及び家族等に対して、他職種から構成される医療・ケアチームで、適切な説明と話し合いを行い、本人の意思決定を基本とした、その本人にとって最もふさわしい医療・ケアを進めるものとする。

【人生の最終段階における医療・ケアのあり方】

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が、他専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることを最も重要な原則とする。
- ② 患者本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームが行い、必要時には家族を交えての話し合いを繰り返し行う。
- ③ 本人が自らの意思を伝えられない状態となる可能性もあることから、家族等の信頼できる者も含めた、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。
- ④ 人生の最終段階における医療・ケアについて、その行為の開始・不開始や中止・その内容の変更は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を元に慎重に判断する。
- ⑤ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和され、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- ⑥ 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針では対象としない。

【人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続】

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討のうえにおこなわれる。

＜本人の意思の確認ができる場合＞

- ① 本人に医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いがなされ、本人による意思決定を尊重し、他専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定が行われる。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われ、この際、本人が自らの意思を伝えられない状態となる可能性もあるため、家族等も含めた話し合いを繰り返し行う。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

＜本人の意思の確認ができない場合＞

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。本人の時間の経過、心身の状態の変化。医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

＜障害や認知症等で、自らが意思決定することが困難な場合＞

厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限りご本人の意思を尊重し、反映しながら意思決定を支援する。

＜身寄りがいない場合＞

本人の判断能力の程度や人員、費用などの資力の有無、信頼できる関係者の有無などにより状況が異なる。介護・福祉サービスや行政の関わりなどを利用して、ご本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがいない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参照し、支援する。

【他職種及び複数の専門家からなる委員会の設置】

下記等が生じ方針の決定が困難となった場合には、本人または家族の同意を得たうえで、複数の専門家からなる話し合いの場（医療安全管理委員会）を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針などについての検討及び助言を行う。

- ① 担当医等及び医療・ケアチームの中で、本人の病態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合。
- ② 本人・家族等との話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合。
- ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容についての合意が得られない場合。

※ 家族等とは

血縁関係になくとも、本人がある人物を自分の代理人と定めた場合には、本人が意思表示できなくなった場合、その代理人の意向を優先する。

以上

2023年3月策定

医療法人彌生会

吾妻さくら病院

医療安全管理委員会